

_____様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市新生児聴覚検査費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新生児聴覚検査費助成金について、大阪市新生児聴覚検査費助成金交付要綱に基づき、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。
助成金の振り込みは、本交付決定通知書の到着から、概ね3週間程度の日数を要します。ただし、遅れる場合もございますので、ご了承ください。

記

新生児聴覚検査費助成金交付金額 金 _____ 円

助成金上限額	領収書金額 (保険適用外)	助成金決定額
備考		

- ※ 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります